

## 愛の一声運動実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者及び虚弱高齢者を訪問し、その安否を確かめるとともに、乳酸菌飲料並びにパンを配達し飲食に供することにより健康を保持し、あわせて福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 毎年4月1日現在で、和木町に1年以上住所を有する満70歳以上の虚弱高齢者及び安否確認を要する者で、住民票が1世帯1名として記載されている者。

(2) 住民票の記載に拘らず、1年以上にわたり前号と同様の状態にある者。

### (申込み等)

第2条 対象者は、民生児童委員の意見を付して、和木町社会福祉協議会長（以下「会長」という）に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあった場合、速やかに利用の是非を決定しなければならない。

### (訪問及び配達)

第4条 会長は、利用者宅に週2回訪問員を派遣し、安否を確かめるとともに、乳酸菌飲料並びにパンを配達するものとする。

2 訪問及び配達（以下「配達等」という）は、委託して実施することができる。

### (訪問等の停止)

第5条 対象者が次のいずれかに該当したときは、訪問等を停止する。

(1) 和木町に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 対象者が長期不在や連絡もなく度々不在で、第1条の要件を欠くに至ったとき。

(4) 本人から申し出があったとき。

### 附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する